

あなたの近くにいる専門家による日常で役立つ豆知識

意外と知られていない医療費控除が使えるケース



税理士
小島浩二郎

サラリーマンでも確定申告をして税金を還付することが出来る医療費控除って知ってますよね！

でも、マ●キヨとかのドラッグストアで風邪薬や絆創膏、湿布など病気や痛みの治療に使った領収書も医療費控除の対象として使えるんです。これって知ってましたか？

いまのうちから捨てずにとっておきましょう！！

でも、マスクなど予防のための領収書は使えませんご注意ください。

さらに、皆さん病院等に歩いていきますか？電車？バス？

医療費控除の対象には、公共交通機関の交通費も含めることが出来るんです！

確定申告シーズンに我々税理士が区役所などの窓口で確定申告を受けることがあります。

交通費を算定していない納税者の方が結構いらっしゃいます。

インターネットなどで調べて是非計算してください！



行政書士
大松香織

ひとり親家庭への支援制度…大田区の場合

ひとり親家庭には様々な支援制度があります。

一人で頑張るすぎないで、下記の窓口へまずは相談してみてください。

使える制度はどんどん利用しましょう。

★各地域庁舎の生活福祉課…

緊急に家を出るときの生活施設や一時保護、家事が難しいときのホームヘルパー派遣、引っ越しや就職までの支援給付金や資金の貸付も相談できます。

★住宅課…区営・都営住宅などに申し込むとき当選率が優遇されます。

★課税課…区民税・都民税が軽減されるかも。

★福祉管理課…進学のため奨学金の申込ができます。

★区役所以外にも支援制度があります。東京都水道局の下水道料金の減免、

粗大ゴミ受付センターの粗大ゴミ手数料の減免、

社会福祉協議会の生活福祉資金貸付、

金融機関のマル優制度による預貯金利子非課税扱いなど民間の優遇サービスもありますよ。



弁護士
関根健児

専門家から見た「遺言を作るべき」ケース

数年前からの「遺言書ブーム」、書店でも「遺言書キット」などをよく見ます。

では、われわれ専門家が見てきた中で、「遺言を作るべき」と思うのはどのような場合でしょうか。

実は、財産の多い・少ないはあまり関係ありません。遺言がなくてもよい典型は、相続人が子ども1人など、そもそももめることが考えにくい場合。

反対に、「相続争い」防止のため遺言があるとよいのは次のような場合。

- ① お子さんがいないご夫婦（夫が亡くなると、妻だけでなく、夫の親又は兄弟も相続人）
- ② 内縁のご夫婦（相続人ではないため、遺言がないと遺産を引き継ぎません）
- ③ 行方不明の相続人がいる
（遺言がないと行方不明者を含め協議する必要があり、特別の裁判手続が必要となることも）
- ④ 事業承継を考えている
（長男に事業を継がせようとしても、事業に必要な資産が他の相続人にいってしまうことも）
- ⑤ 再婚したご夫婦
（前妻との間の子と、後妻やその子とで「相続争い」になることも）

当てはまる方は遺言書を書いてしっかり意思を残しておきましょう。

>>>おた助っ人とは…

『大田区は大田区の専門家が笑顔にする』

大田区在住・在勤の若手専門家を中心に平成22年11月に設立された一般社団法人。司法書士・弁護士・行政書士・一級建築士・宅地建物取引主任者・住宅ローンアドバイザー、賃貸不動産経営管理士などで構成されている。大田区民に対し、地域の活性化とお困りごと解決のために活躍中。無料相談会や勉強会、専門家同士合同での問題への取り組みなどにより、安心して暮らすことのできる、豊かな明るい地域を目指している。

《事務局》東京都大田区池上3-39-12
TEL 03-3753-0310 FAX 03-6410-3631

